

受診方法

産科医療機関及び助産所の窓口に母子健康手帳とともに受診票を提出してください。
 なお、里帰り等のため、県外の産科医療機関や助産所で受診された場合は、要した費用の全額又は一部を助成する制度「妊婦一般健康診査県外受診費用補助金」もあります。詳しくはP28をご覧ください。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎ 82-3783

妊婦等歯科健康診査

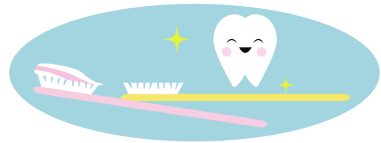
妊娠すると、体の変化や生活環境の変化等で、むし菌や歯周病にかかりやすくなります。産後はしばらく受診しにくくなりますので、妊娠中にお口のチェックをお勧めします。

対象

妊婦と夫（大台町に住居登録のある方）

内容

歯科健康診査、ブラッシング指導



場所

町内歯科医院（町内歯科医院についてはP40をご覧ください。）

持ち物

母子健康手帳、歯科健康診査記録票、健康保険証

※妊娠届出書を提出された際に歯科健康診査記録票を配布します。

費用

無料（治療が必要な場合、保険診療となり別途料金がかかります。）

問い合わせ▶健康ほけん課 ☎ 82-3785

風しん予防接種費用の一部助成

町が実施する定期の予防接種以外の風しん予防接種費用を一部助成します。
 接種した年度の3月31日までに申請して下さい。

対象

予防接種を受ける日において町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する方。

- (1) 妊娠を予定、または希望している女性
- (2) 妊婦の夫
- (3) 夫婦と同居する家族

※明らかに風しんの罹患歴のある方、2回以上の予防接種歴のある方、抗体陽性確認がある方は、対象外。

上記妊婦が風しんに感染していないとされている抗体価を有している場合は、対象外。